

令和2年度消費者庁請負調査

諸外国における食品の寄附の実態等に関する調査業務

報告書（概要版）

令和3年2月

はじめに

■ 背景・目的

- 2019年10月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」第19条（未利用食品等を提供するための活動の支援等）では、いわゆるフードバンク活動の支援について規定されている。さらに、同法第11条の規定に基づき2020年3月に閣議決定された「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」では、「食品の提供等に伴う責任の在り方について、外国の事例の調査等を行い、検討する」とされている。
- 諸外国ではフードバンク活動団体等への食品の提供・寄附を促進するための施策として、食品を提供・寄附した場合の税制上の優遇措置や、寄附した食品に起因する事故・損害等が発生した場合の免責等の制度などが定められている例があるが、同様の制度は日本においては積極的に導入されてはいない。
- そこで本事業では、国内での法制度検討に向けた基礎調査として、諸外国における食品の提供・寄附の促進に関する制度等を調査し、我が国で同様の法制度を導入する際の課題等を整理した。

■ 調査内容・目次

- 本事業で調査した内容のうち、本資料では以下の内容を取りまとめた。なお、4カ国については食品寄附に関する主な法制度とフードバンク・食品寄附の実態について概要を記載した。
 1. 各国の法制度の比較
 2. アメリカ（強力な免責制度と税制優遇）
 3. イギリス（自主的な取り組み重視）
 4. フランス（食品の廃棄規制と税制優遇）
 5. オーストラリア（免責制度）
 6. 諸外国の法制度の国内での受け止め
 7. コロナ禍による影響

1.各国の法制度の比較

- 促進策は大きく3つ：**税制優遇**（寄附者が食品の寄附をする際にかかるコストの軽減）、**免責制度**（寄附された食品で食中毒など意図しない事故が起こった場合の寄附者の免責）、**廃棄規制**（食品廃棄の規制によって食品の寄附を後押し）。
- その他、行政機関からの余剰食品の寄附を奨励する施策の例もある（アメリカ）。

| 項目 | アメリカ | イギリス | フランス | オーストラリア | 日本 |
|---------------------------------|--|---|--|-----------------------------------|--|
| 食品寄附に係る 税制優遇 | あり：一般控除に追加して、食品寄附に特化した拡大控除あり（食品の価値の2倍が上限） | なし：食品寄附に特化した優遇措置はなし | あり：食品寄附の60%相当額の税控除と廃棄税の回避によるメリット | なし：食品寄附に特化した優遇措置はなし。一般的な寄附控除のみ | なし：食品寄附に特化した優遇措置なし。ただし、一般の寄附とは別に食品寄附にかかる費用を損金算入可 |
| 寄附した食品に起因する意図しない事故の 免責制度 | あり：善きサマリア人の法で一定の要件のもと、寄附者とNPOの民事・刑事責任を免責 | あり：善意の行動が好ましくない結果を引き起こした場合の免責法はあるが、食品寄附の促進策ではない | なし：政府はフードバンク団体に対して民間の保険の活用を推奨 | あり：各州がそれぞれ一定の要件のもとで寄附者の民事責任の免責を規定 | なし |
| 食品の 廃棄規制 | なし | なし | あり：売れ残り食品の廃棄禁止（対象事業者から食料援助団体への食品寄附のための協定の提案を義務化） | なし | なし |
| その他 | 余剰農産物などを政府が買い上げ、各州を通じてフードバンクに提供。また、連邦機関からの食品寄附奨励 | コートールド公約による民間企業・業界団体の自主的な取り組みの推進 | — | — | — |
| 食品寄附の規模 | 寄附量は739万トン（2018年） | 寄附量は3.3万トン（2018年） | 寄附量は11.5万トン（2019年） | 寄附量は4.8万トン（2016/2017年度） | 寄附量は2,850トン（2018年） |

*水色のセルは特徴的な制度

2.アメリカ（法制度）

寄附した食品による意図せぬ損害に対する免責制度を早くから導入し、食品寄附に対する税制優遇制度も強力

| 項目 | 内容 | 要件/規定 | 経緯 |
|------|--|---|--|
| 税制優遇 | <p>連邦では一般控除に追加して、食品の寄附については税控除額の拡大を規定。拡大控除の上限は寄附した食品の価値の2倍</p> <p>2005年のハリケーン・カトリーナを受け、税控除の拡大規定が適用される法人の対象範囲を一時的に拡大。何度か延長されたのち、2015年から対象がすべての企業（小規模な農家や小売含む）に拡大された。</p> <p>連邦税の優遇措置の他、州でも追加的な税制優遇措置の導入例がある。（輸送費などが対象になる例もある）</p> | <p>以下の条件を満たす食品寄附については、すべてのチャリティへの寄附に対する一般控除に追加して、控除額の拡大を規定。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 適格なNPOへの食品の寄附であること • NPOは非課税組織として申告した組織の目的に沿った活動のために食品を使用すること（寄附を受けたNPOは食品を必要とする人へ無償で再配布すること） • 受益者へ食品が提供されるタイミングで食品が連邦食品・医薬品・化粧品法（FDCA）に適合していること • 食品の寄附者が税制優遇を受けるためには、NPOから発行される必要要件を満たした旨の書面を提出すること | <p>1960年代から企業からの食品寄附に対して連邦税の優遇措置が導入されてきた。控除額の限度や寄附された食品の価値評価方法などのルールが整備され、控除を受けられる企業・団体の範囲は拡大。</p> |
| 免責制度 | <p>善きサマリア人の法による免責制度がある</p> <p>食品が誠意を持って寄附される限り、食品の寄附によって意図せざる事故が起きて、民事上・刑事上の責任を負わないという免責制度を定める。（The Bill Emerson Good Samaritan Food Donation Act of 1996）</p> | <p>以下の場合、寄附された食品が受贈者に害を及ぼすことがあっても、寄附者（企業、個人）とその食品を受け取ったNPOの刑事上・民事上の責任を免除。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 必要とする人へ食品を提供する認定されたNPOに対する寄附 • 誠意を持った寄附（過失または故意ではない） • 最終的な受贈者へ無償で食品が提供される • 寄附された食品が法律によるすべての品質・表示基準を満たす | <p>食品の寄附を促すため、州による免責制度がまず導入されたものの、州ごとに差異があった。連邦法によるベースラインを設定して食品の寄附を促すため、1996年10月1日にクリントン大統領が署名した。</p> |
| その他 | <p>緊急食糧支援プログラム（TEFAP）</p> <p>余剰農産物などを政府が買い上げ、各州を通じてフードバンクに提供する。</p> <p>政府機関に対して食品関連サービスを提供する企業等で発生した余剰食品の寄附を奨励する法律。</p> | <p>低所得者層支援・農業施策であり、厳密には食品ロスではないが、TEFAPを通じて多くのフードバンクが食料を確保している。Feeding Americaでは食品の3割が政府プログラムからの供給。</p> <p>25,000 USD以上の食品販売や食品関連サービスの契約を結ぶ連邦機関に対して、余剰食品の寄附を勧めることを契約条件に盛り込むよう求める。ただし、報告義務はない。</p> | <p>1983年から始まった低所得者層向けの緊急食料援助プログラム。連邦政府の継続的な予算が割り振られている。</p> <p>フードバンク等の食料確保を支援するため、2007年に成立。</p> |

2.アメリカ（実態）

1967年にアリゾナ州で世界初のフードバンクが誕生したフードバンク発祥国、食品寄附量も世界最大

- 1967年にアリゾナ州フェニックス市で世界で初めてのフードバンクSt. Mary's Food Bankが設立されたフードバンク発祥国であり、食品寄附量（フードバンクが配布する寄附食品の量）は推計で年間739万トン（2018年）と世界最大。
- 最大手のFeeding Americaの200以上の加盟団体を含め、全国で1,300以上のフードバンク団体が存在し、そのネットワークを通じて寄附された食品が地域のチャリティや教会、フードパントリーなどへ分配され、必要とする人へ食品が提供されている。

概要

- 全国に**1,304のフードバンク団体**がある（2018年時点）。それらがさらに地域のチャリティや協会、フードパントリーを連携しており、各地域の拠点で個人に食品を配布する。**寄附された食品を配布する団体は全米で数万あるとも言われる（正確な数のデータはない）。**
- 最大のネットワークをもつ**Feeding America**は全米とプエルトリコに200以上の団体のネットワークを展開する。世界で最初のフードバンクを設立したJohn van Hengel氏によって1979年に設立され、2008年にFeeding Americaへ改称した。

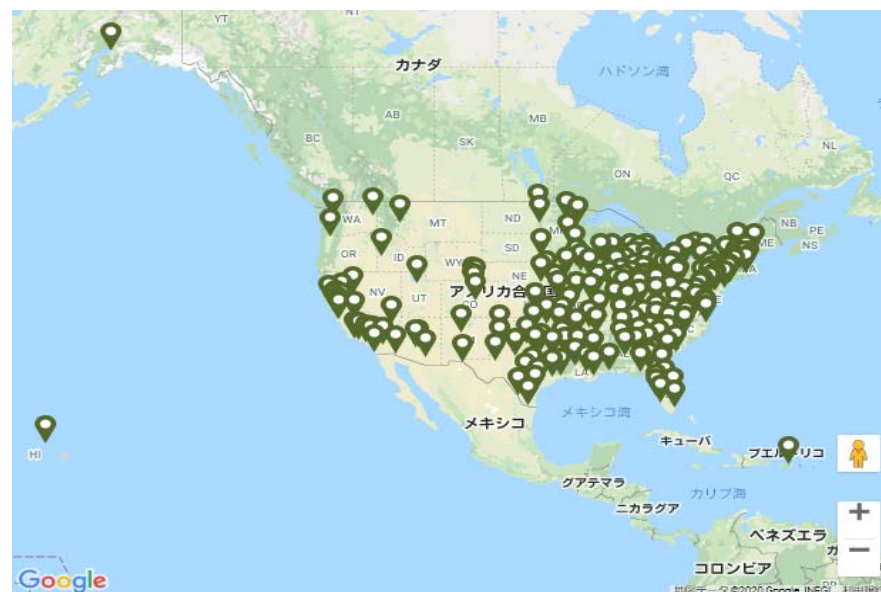
大手フードバンク

- 食品製造、小売、輸送・物流、生産者、また行政機関からの寄附を集め、また、寄附された食品の受け取り・保管をし、実際に食品を配布するパントリーのニーズとのマッチングを行っている。食品が適切に取り扱われ保管されるよう、ネットワークのフードバンク団体の監督や設備補助も実施しており、フードパントリー等を通じて食料援助が必要な人々を支援している。また、普及啓発活動や政策提言なども実施している。
- Feeding Americaが扱う食品の28%は食品小売からの寄附であり、製造・流通業からもそれぞれ12～13%の寄附を受けるほか、政府プログラムからの供給（32%）も受けている。

食品ロス・食品寄附の量

- **食品寄附量は年間739万トン**（2018年USEPA推計）、Feeding Americaは2020年に約181万トンの余剰食品を集めたと報告。
- **食品ロス・廃棄の量は1.03億トン余り**（2018年USEPA推計）食品（可食部）と非可食部の区別はされていない

Feeding Americaのネットワーク



3.イギリス（法制度）

WRAPの支援の下、任意協定による業界団体の自主ルールによる食品廃棄削減と慈善団体への寄附を促進

| 項目 | 内容 | 要件/規定 | 経緯 |
|------|--|--|--|
| 税制優遇 | <p>食品寄附に関する特別な税控除はなし 食品が販売されずに廃棄された場合の扱いと同じ（費用として控除可能）であるため、寄附を廃棄に優先させるという税制度ではない。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 余剰食品を販売できなかった際には、法人税法で費用を損益算入できる（控除可能）。 | — |
| 免責制度 | <p>法によって食品を寄附した際の免責は考慮されるが、食品寄附の促進策ではない 善意の行動が食中毒など好ましくない結果を引き起こした場合でも免責される Social Action, Responsibility and Heroism Act 2015があり、食品の寄附にも適用される。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 裁判で争点となる過失または法定義務違反が、社会またはその構成員の利益のための行動（Social action）をした際に生じたものかを考慮して免責を判断する。 企業からフードバンク等への食品寄附よりも、地域の最前線で活躍する慈善団体が個人に食品を提供した際に問題が起こった場合が主眼で、食品寄附の促進策としては不十分との指摘あり。（大手フードバンク FareShare） | <p>条文で明示はされていないが、食品企業などが食品寄附を行いやすくするための支援策の意味合いが強いと考えられている。（食品安全基準を満たせば、賞味期限を過ぎた食品を販売することが違法ではないとの指針もある）</p> |
| その他 | <p>コートールド公約による自主的取り組み 法制度ではない任意協定による業界の自主的な取り組みを中心として、食品廃棄削減を推進し、並行して慈善団体への寄附を促進している。政府としても規制よりも自主的な取り組みによる進展を重視している。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 各フェーズで廃棄物削減の目標を規定。第4フェーズでは2025年までに食品廃棄量の一人当たり20%削減（2015年比） 食品小売業やメーカー等、登録された参加企業は、WRAPへ成果報告を行う。2005年の発足当初から、WRAPが各企業の自主的な取り組みをとりまとめ、検証・報告。 | <p>政府からの資金提供をうけてWRAPが支援。参加企業は増えており、特に小売業はイギリス全体の売上の95%と高いカバー率（第4フェーズ）。</p> |

3.イギリス（実態）

2大フードバンクが地域の慈善団体等と協力し全国でフードバンク活動を展開、企業からの寄附量は増加中

- 1994年に最初のフードバンクとして、FareShareが発足。2004年に設立されたTrussell Trustと並び2大フードバンクとなっている。WRAPによると、2018年の慈善団体を通じた食品寄附量は3.3万トンである。
- 2012年以降、FareShare及びTrussell Trustが大手小売企業と提携して全国規模で食品寄附を集めており、食品寄附量は増加。また、法律のサポートよりも企業の自主的な取り組み（コートールド公約）により、食品寄附が促進されている。

| | |
|-------------|--|
| 概要 | <ul style="list-style-type: none">● 全国に2,000以上のフードバンクが存在し、うち1,393がTrussell Trustのネットワークにあり、独立したフードバンク団体も1,021以上（2021年）。● 1994年からフードバンクが活動を始め、企業などからの食品寄附を受けて、各フードバンク団体が多くの慈善団体やコミュニティグループ、教会と提携し、必要とする人へ食品を配布している。 |
| 大手フードバンク | <ul style="list-style-type: none">● Trussell TrustとFareShareが2大フードバンク。1994年から活動を開始したFareShareは、他の団体に寄附食品を卸す仲介のような役割を担っており、Trussell Trustは地域に根差して食品を直接消費者に渡す小規模フードバンクのネットワーク機能をもっている。● 特に食品小売・製造業からの寄附が多く、食品寄附の61%が小売企業、製造業が26%（2018年）。また、2015年以降、食品小売からの食品寄附量が大幅に増えている（約2.5倍）。 |
| 食品ロス・食品寄附の量 | <ul style="list-style-type: none">● 慈善団体による無償の食品再配布（寄附量）は3.3万トン。なお、慈善団体への寄附の他、商業ルートでも別途2.3万トンの食品が再配布された（2018年WRAP調査）FareShareは2.4万トンを取ったと報告（2019年）● 食品廃棄の量は950万トン、可食部に限ると640万トン。食べられるのに捨てられる食品の多く（71%、450万トン）は家庭由来と指摘されている（2018年WRAP推計） |

英フードバンク団体の拠点分布



英国内1,021の独立系フードバンクの拠点を、Independent Food Aid Networkがマッピング（2021年2月時点）

4. フランス（法制度）

税制上のメリットの他、任意協定から始まって法制化された廃棄規制によって食品の寄附を後押し

| 項目 | 内容 | 要件/規定 | 経緯 |
|------|--|--|--|
| 税制優遇 | <p>食品の寄附に対する税制優遇あり 寄附を行った法人は2万EURまたは売上高の0.5%を上限として、食品や輸送・保管コストを含む費用の60%相当額の税控除をうけることができる。 また、寄附をすることで廃棄にかかる税を抑えることができる。</p> | <ul style="list-style-type: none"> • 困窮者にサービス（食事の無料提供、住宅支援、必需品の無料提供）を提供するNPOへの寄附 • 現物または現金の寄附 • フランスまたは欧州経済領域（EEA）内で設立された企業からの寄附 • 提供先から領収書を受領すること | <p>直近の税制改正で寄附に係る控除率の見直しもあったが、食品は60%に据え置かれた</p> |
| 免責制度 | <p>なし （民法により、他の人に損害を与えた場合、生じた損害を補償する義務を負う）</p> | <ul style="list-style-type: none"> • 政府はフードバンク団体は必ず保険に加入するように推奨しており、すべてのフードバンク団体が加入。 • フードバンク団体が企業から食品を受け取った時点から責任がフードバンク団体に移るため、それ以降の事由によって意図しない事故・損害が発生した場合の責任をカバーする。 | <p>—</p> |
| 廃棄規制 | <p>期限切れ等の理由による売れ残り食品の廃棄を禁止 2016年の制度導入後、対象とされる食品関連事業者/団体の範囲が拡大。</p> | <p>2016年に公布された食品廃棄物削減に関する法律（ギャロット法）では店舗面積400m²以上の大型の小売店に対して以下を規定。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 売れ残りの食品を事前に契約した市民団体に寄附するか、肥料や飼料として再利用することを義務化 • 消費可能な売れ残り商品を消費に適さない状態にすることを禁止（違反した場合には罰金） • 寄附に関して、400m²以上の売り場面積を持つ小売店は、フードバンク団体等とのパートナーシップの提案を義務化 <p>2020年には対象の企業を拡大（フランス新農業・食品法（Egalim法）に基づくオルドナンス）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 5,000万EUR以上の売上がある食品製造・加工企業 • 3,000食以上を提供する事業者（レストラン、学食など） | <ul style="list-style-type: none"> • 2025年までに食品廃棄を半減させるとの国家協定（2013年）による任意協定では食品廃棄物対策としては不十分とのことで、法制化 • 事業者が食品を廃棄するよりも寄附する方が有利になる枠組として整備された |

4.フランス（実態）

欧州でのフードバンク発祥国、売れ残り食品等の廃棄規制を受けて食品寄附の量は増加中

- 1984年に欧州で最初のフードバンクが発足。全国にネットワークを持つバンク・アリマンテールの取り扱う食品量は11.5万トン。2016年の売れ残り食品の廃棄規制などを受けて、特に小売業からの寄附が増加している。

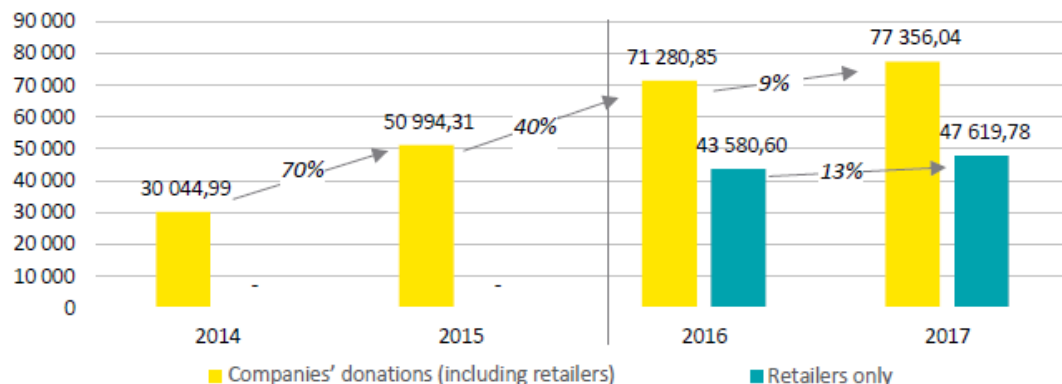
| | |
|-------------|--|
| 概要 | <ul style="list-style-type: none"> ● 1984年に欧州の最初のフードバンクが設立された。キリスト教系の団体が中心となって、貧困問題への対処の一つとして活動が始まり、現在のバンク・アリマンテールにつながっている。 |
| 大手フードバンク | <ul style="list-style-type: none"> ● 最大のフードバンクはバンク・アリマンテール（Banques Alimentaires）。フランス全土に79の支部及び31の物流センターがあり、食品パートナーシップ契約を結んでいる5,400の食糧援助組織を通じて、約200万人に食品を提供。 |
| 食品ロス・食品寄附の量 | <ul style="list-style-type: none"> ● 食品卸、農業生産・加工企業、個人からの食品寄附のほか、EUや国からの支援金を受けて食品を確保している。 ● 食品の寄附量は11.5万トン（バンク・アリマンテール、2019年）企業からの寄附量は7.7万トン（小売業に限ると4.8万トン、2017年） ● 食品廃棄の量は1,000万トン程度（2016年ADEME推計）食品（可食部）と非可食部の区別はされていない |

Banque Alimentaireの拠点



79のフードバンク支部と31の物流センターがある

企業からの食品寄附量の推移（トン）



(グラフ出典) EY (2019) Evaluation of the application of the provisions of the law of 11 February 2016 on the fight against food waste, and the implementing decree of 28 December 2016

5.オーストラリア（法制度）

食品寄附に特化した税制優遇措置はないが、各州で寄附した食品による意図せぬ事故の免責制度を整備

| 項目 | 内容 | 要件/規定 | 経緯 |
|------|---|--|--|
| 税制優遇 | <p>現状、食品寄附に特化した税制優遇措置はない 1997年所得税法で適格な慈善団体への食品もしくはサービス（輸送など）の寄附に関しては控除対象とされる場合がある。食品の市場価値もしくは食品/サービスのコストのいずれかが低いほうが控除額上限となる。</p> | <p>食品の寄附による控除を得るためには、以下が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> オーストラリア税務局ATOに承認された慈善団体やNPOへの寄附 所得税法上の贈与に相当するもの 寄附者の流通在庫であり、通常業務の範囲外で扱われるもの 寄附される前の12ヶ月の間に購入されたもの 5,000豪ドル以上の価値があるもの | <p>森林火災や干ばつ、新型コロナウイルスの影響も受けてフードバンクへの食糧援助ニーズは高まっており、各フードバンク団体は食品や輸送などのサービス寄附に係る税制優遇措置の導入に向けてロビー活動を展開中</p> |
| 免責制度 | <p>連邦法による統一された免責制度はないが、全州・地域が整備 各州で寄附された食品による意図しない事故の民事責任を保護する法律を整備。いずれも2000年代前半に相次いで導入され、各州の要件はほぼ共通している。</p> | <p>各州ほぼ共通して概ね次のような要件を満たした場合には食品の寄附者の賠償責任を保護する</p> <ul style="list-style-type: none"> 誠意を持って慈善目的で寄附された食品 食品の受贈者が食品の代金を支払わなくてもよいという意図のもと寄附された 食品が、提供者の所有・管理下を離れる時点（寄附される時点）で、安全に食べられる状態である 提供者は、食品の取扱と安全な消費の期限の両方に関して、食品の安全性を確保するために必要な情報を提供する | <p>食品の寄附の後押しとするため、導入。フードバンク団体もロビー活動を実施しオーストラリアでも社会的・環境的なニーズが高まったために導入に至った。</p> |

5.オーストラリア（実態）

アメリカを参考にフードバンク活動開始、現在ではアメリカに次いで人口あたりのフードバンクへの食品提供量が多い

- アメリカを参考に1990年代からフードバンクが設立され、現在ではアメリカに次いで人口あたりのフードバンクへの食品提供量が多いともいわれる。
- 食品寄附量はおよそ4.8万トン（2016/2017年度）と推計されており、最大のフードバンク団体ネットワークである Foodbank Australiaが寄附される余剰食品の7割程度（2019年には3.7万トン程度）を扱っている。

概要

- 各フードバンク団体は飢餓対策、困窮する人への食糧支援としての面を前面に打ち出しており、Foodbank Australiaが毎年発行しているHunger Reportでは、5人に1人のオーストラリア人が食べるものに困る経験をしていると指摘している。
- 地理的にはニューサウスウェールズ州やビクトリア州には多くの食料援助団体があるが、北部準州 や西オーストラリア州で活動している団体は少ない。

大手フードバンク

- **Foodbank Australiaは、全国2,400以上のフードバンクやチャリティ団体のネットワーク**を通じて年に7,700万食を提供している、オーストラリア最大の食糧援助団体。
- 多くのフードレスキュー団体があるが、大手の3団体が取扱量の98%を占める。Foodbank Australiaは製造、一次生産、小売流通センターなど、サプライチェーンの上流側から大量に食品を集める傾向があり、OzHarvestとSecondBiteは小売店や外食・サービス業からのより期限の短い食品（short-shelf life foods）を主に集めている。

食品ロス・食品寄附の量

- **食品の寄附量はおよそ4.8万トン**（2016/2017年度）
- **食品ロス・廃棄の量は730万トン余り**（2016/2017年度）食品（可食部）と非可食部の区別はされていない

Foodbank Australiaの活動分布



Foodbank Australiaは、全国2,400以上のフードバンク等のネットワークを通じて毎月81.5万人に食料を提供（Foodbank Hunger Report 2019）

6. 諸外国の法制度の国内での受け止め

- 諸外国における制度を検討するにあたってのフードバンク団体の受け止めや有識者の見解についてヒアリング結果より主な意見を整理した。

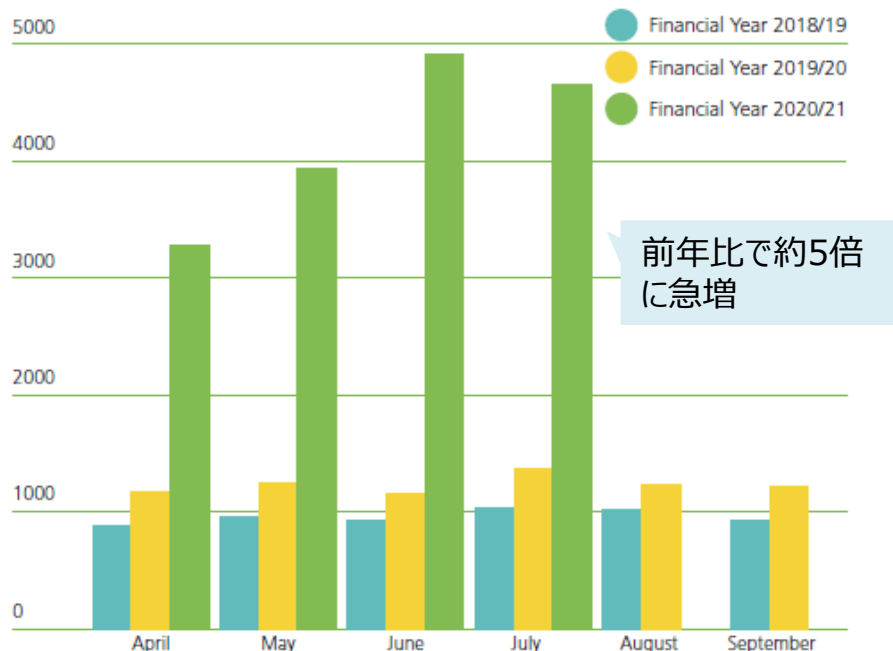
| 法制度 | 国内での受け止め・意見 |
|------|---|
| 免責制度 | <p>導入すべきではないという意見はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 【企業のブランド価値の毀損リスク懸念】 免責制度だけが導入されても、意味はない。免責制度があってもフードバンク団体での食品の取り扱いへの不安による、食品企業のブランド価値の毀損リスクへの懸念が勝るだろう。 ● 【賠償リスクの低減はプラス】 免責制度が導入されることで企業が恐れる賠償リスクの低減に繋がり、寄附の後押しになる。 |
| 税制優遇 | <p>現在の、一定の要件のもとで全額損金算入可能という整理について、以下のような意見。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 【制度周知の必要性】 制度を活用して損金扱いをしている企業も増えているが、食品ロス対策と関連付けて周知を増やすべき。 ● 【企業内のハードル】 食品企業内で、寄附をする現場と経理・会計担当の連携というハードルがある。 |
| 廃棄規制 | <p>フランスのような廃棄規制については以下のような意見。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 【規制までは不要】 企業からの余剰の食品寄附には十分なインセンティブがあり、これを下支えする仕組みがあるとよい。廃棄禁止までしなくても、企業では廃棄物処理費用の削減とともに、環境・CSR面で価値が見いだされている。 ● 【寄附の優先度】 食品リサイクル法での食品寄附の優先順の位置づけを概念として示せば、食品関連企業や業界の自主取り組みの後押しにつながる可能性。 ● 【商品廃棄と寄附】 廃棄物処理法での整理を明確にすることで寄附のハードルが下がる可能性。 |
| その他 | <p>企業からの食品の寄附を増やすためには、まずフードバンクの体制強化が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 【インフラ不足・体制強化】 フードバンクのインフラが不足しており、多くの食品寄附を取り扱うキャパシティがない。食品の取扱への不安解消のためにも、まず人手や資金面、倉庫や車両などの体制強化が必要。 ● 【ネットワーク化・統括機能】 地域ごとにフードバンク団体のネットワーク化がさらに進めば、安定した食料供給につながる。各地域で実際に食品を配布する団体と、企業からの寄附をまとめて受付、マッチングするような統括機能が有効ではないか。 |

7.コロナ禍による影響

■ 各国ともフードバンクへの需要増。政府も補助金を支出しているが、食品寄附の促進の大枠政策には未だ変化なし

- 2020年から世界で感染が拡大した新型コロナウイルスの影響により、諸外国及び日本のフードバンク団体も大きな影響を受けた。
- 都市封鎖（ロックダウン）や買い占めなどによる物流の混乱、ボランティアの不足によって食品の確保や配布が困難になった一方で、経済・雇用への打撃によって困窮する個人が増え、フードバンクへの需要は高まった。
- 需要が増えたフードバンクの支援のため各国で支援を実施。一方で、免責制度や税制優遇、寄附の義務化といった、食品寄附を促す大枠の法制度についての変化は2021年2月現在では見られていない。

英FareShareの食品配布量の推移



(出典) FareShare 2019/2020 Annual Report

※ データ期間：2018～2020年の4～9月、縦軸は：食品量（トン）

支援策の例

- **アメリカ** 農務省は各州を通じたフードバンクに対するTEFAP補助金を追加（食品の確保やフードバンク団体の運営費の補助）。他にFarmers to Families Food Box Programで食品流通企業を通じて農家から直接食品を買い上げ、配布に適した家族向けサイズにまとめてフードバンクや小規模なNPOへ提供。
- **イギリス** 環境・食料・農村地域省（DEFRA）はフードバンクへの食料確保や運営費の補助。ロックダウン初期には国からの委託を受けて食品購入・確保の資金運用や製造事業者との調整を実施したフードバンクもあった。
- **フランス** 政府から複数回に渡って食品確保のための支援。
- **オーストラリア** 各州や連邦社会サービス省（DSS）：食料確保のためフードバンク団体への補助金。
- **日本** 農林水産省：未利用食品のマッチングやフードバンクへの輸送費・運営費の補助。